

利益相反管理方針

シタデル・セキュリティーズ証券株式会社

1. 目的

金融機関の提供するサービスの多様化・高度化の進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっています。こうした状況の中、日本におけるシタデル・セキュリティーズ・グループに所属するシタデル・セキュリティーズ証券株式会社(以下「当社」といいます。)は、顧客の利益が不当に害されることのないよう、法令等に基づく利益相反管理態勢の整備の一環として求められる利益相反管理方針(以下「本方針」といいます。)を策定しました。

2. 定義

「シタデル・セキュリティーズ関連会社」とは、当社の親金融機関等をいいます。

「親金融機関等」とは、当社の親会社等、親会社等の子会社等、親会社等の関連会社等、又は特定個人株主に係る子会社等・関連会社等のうち、金融商品取引業者又は外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業を行う者のいずれかに該当する者をいいます。

「顧客」とは、当社の行う「金融商品関連業務」に関して、(1)既に取り引関係のある相手方又は(2)取引関係に入る可能性のある相手方をいいます。

「金融商品関連業務」とは、(1)金融商品取引業及び(2)金融商品取引法第35条第1項柱書に規定する金融商品取引業に付随する業務をいいます。

「対象取引」または「利益相反のおそれのある取引」とは、シタデル・セキュリティーズ関連会社が行う取引に伴い、顧客の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいいます。

3. 利益相反のおそれのある取引の種類

利益相反は、(1)シタデル・セキュリティーズ関連会社と顧客の間の利益相反又は(2)シタデル・セキュリティーズ関連会社の顧客と他の顧客との間等で生じる可能性があります。

「利益相反のおそれのある取引」の種類としては以下のものが考えられます。なお、これらの類型に形式的に該当するからといって直ちに「利益相反のおそれのある取引」となるわけではありません。また、必要に応じて将来の追加・修正がありうることに留意下さい。

- (1) 顧客とシタデル・セキュリティーズ関連会社の利害が対立する取引
- (2) 顧客とシタデル・セキュリティーズ関連会社の他の顧客の利害が対立する取引
- (3) 顧客とシタデル・セキュリティーズ関連会社が同一の対象に対して競合する取引
- (4) 顧客とシタデル・セキュリティーズ関連会社の他の顧客とが競合する取引
- (5) 顧客とシタデル・セキュリティーズ関連会社が顧客との関係を通じて入手した情報を利用してシタデル・セキュリティーズ関連会社、シタデル・セキュリティーズ関連会社の役職員又はシタデル・セキュリティーズ関連会社の他の顧客が利益を得る取引

なお、利益相反に該当するか否かの判断において、レピュテーションに対する影響がないか等の事情も考慮いたします。また、銀行法、金融商品取引法その他の法令上で禁止されている行為であっても、「利益相反のおそれのある取引」に該当するもの以外は本方針の対象とはなっていません。

4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

シタデル・セキュリティーズ関連会社が利益相反管理の対象となります。

5. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当社は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合、次に掲げる方法を選択し又は組み合わせることにより当該顧客の保護を適正に確保します。(なお、次に掲げる方法は具体例に過ぎず、下記の措置が採られるとは必ずしも限られません。)

- (1) 対象取引を行う部門と当該顧客との取引を行う部門を分離する方法その他の情報隔壁を設ける方法
- (2) 対象取引又は当該顧客との取引の条件又は方法を変更する方法
- (3) 対象取引又は当該顧客との取引を中止する方法
- (4) 対象取引に伴い、当該顧客の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該顧客に適切に開示する方法(ただし、顧客への開示はシタデル・セキュリティーズ関連会社が負う守秘義務に違反しない場合に限るものとします。)
- (5) その他の方法

6. 利益相反管理体制

利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する全体的な管理体制を統括する、営業部門からの独立性を保障された利益相反管理統括部署をコンプライアンス部とし、利益相反管理統括者をコンプライアンス部長とします。